

往診の見直しについて

1 農場の散在化及び診療施設の集約化を背景に、往診には長距離の移動を要するようになってきており、種別「往診」については、組合員間の公平性を確保するための見直しが必要となっている。

2 このため、種別「往診」を以下の内容に見直す。

(1) 往診距離は、診療施設からの距離に応じて算定する。

(2) 20km 以内の場合、20km～40km の場合、40km を超える場合の 3 段階で診療点数を設定する。

(3) 夜間、深夜又は悪天候時については、(2) の距離区分に応じて段階的に増点する。

(4) 積雪地域において積雪期に往診した場合は、(2) の距離区分に応じて段階的に増点する。